

# **第 1 部 農林漁業体験学習実践の手引**

# 1 小学校における農林漁業体験学習導入の意義

## (1) 農林漁業体験学習とは

- 農林漁業体験学習とは、米づくりや野菜づくりなど、農作物の栽培や農作業に取り組んだり、乳しぼりやえさやりなどの牧場作業を行ったり、あるいは地引網やのり養殖などの作業を行うといった農林漁業の体験を通じて、いのちの大切さや自然の恩恵、食にかかわる人々の活動などへの理解を深めるとともに、食に対する感謝の心を育み、生きる力を身に付けるための学習手段です。（\*）
- 特に、学校で取り組む場合は、「いも掘り」や「いちご狩り」などの収穫体験だけでなく、植える、育てるといった作業も含めた一連の体験により、生命の尊厳にふれたり、勤労の尊さを学んだりすることができ、収穫の達成感につながります。
- また、作業と組み合わせた事前・事後学習により気づきを深めることも大切ですし、地域の生産者等とふれあうことで、地域社会との連携も深まります。
- このマニュアルでは、農林漁業体験学習を「学校での食に関する指導の一環として、計画的に農作物の栽培や農作業等（畜産業、林業、漁業の体験や調理体験を含む）を行う学習手段」と広くとらえています。
- このため、同一作物について2種類以上の作業を行っていれば、バケツ稲作やプランターによる野菜栽培も体験学習としています。また、農作業等に加えて、関連施設の見学や事前・事後の座学も体験学習の一環として扱っています。

---

\*農林漁業者等の指導を受け、生産現場に通ったり、生産者との交流、動植物に触れ合ったりすることで、自然とのかかわりや、食にかかわる方たちへの理解を深めていくこの一連の農作業等の体験を行う取り組みは、「教育ファーム」という言葉でも紹介されています。

（東海農政局 HP「教育ファーム（農林漁業体験）」では、愛知県を含む東海地域の事例を紹介。

<https://www.maff.go.jp/tokai/keiei/shokuhin/edufarm/index.html>）

\*食育基本法、食育推進基本計画（平成 18 年 3 月食育推進会議決定）及び第二次食育推進基本計画（平成 23 年 3 月食育推進会議決定）において、農林漁業に関する体験活動の重要性が明記されています。

## (2) 食育や学校教育における農林漁業体験学習の位置付け

- 子どもたちの食を取り巻く社会環境の変化に伴い、栄養摂取の偏りや朝食欠食、孤食といった食生活の乱れに起因する肥満や小児生活習慣病などの増加、食物アレルギーや食の安全性、食品ロスの問題等、食に関する課題が顕在化しています。
- こうした中、子どもたちが、食に関する適切な判断力を養い、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けていくことは重要な教育課題であり、食育のさらなる推進が望まれています。様々な取組の中でも、生命を育てる農林漁業体験を通じた学びが、子どもたちの情操や生きる力の涵養に大きな効果をもたらすと期待されており、食育基本法（平成17年制定）に、農林漁業に関する体験活動等が重要な意義を有するものと示されて以降、食育、学校教育にも農林漁業体験が重要な要素として位置付けられています。
- 学校教育においては、義務教育の目標として、学校教育法で「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」とされ、「小学校においては、（中略）児童の体験的な学習活動、（中略）自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。」と謳われています。
- 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編では、学校における食育の推進においては、心身の健康に関する内容に加え、「自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的」としています。
- 愛知県においても、「あいちの教育ビジョン 2025」の中で、学校における教育活動全体を通して、家庭や地域、関係機関と連携しながら、食育に関する取組を進め、「食育に関する関心を高めるため、体験学習の実施や、（中略）地域の食文化に触れ、世代を超えて継承する機会の充実に努めるとともに、多様な食文化・習慣への理解の促進に取り組めます」としています。  
〔『あいちの教育ビジョン 2025—第四次愛知県教育振興基本計画—』第2章 3(18)健康教育・食育の推進 2021年2月策定 愛知県・愛知県教育委員会〕
- 「あいち食育いきいきプラン 2025」の中でも、「体験や交流を通じた豊かな人間性の育成と食の理解促進」を取組の方向として掲げるとともに、2025年度までに80%以上の小学校で農林漁業体験学習に取り組むことを目標としています。

〔あいち食育いきいきプラン 2025～第4次愛知県食育推進計画～〕第5章2(2)

2021年3月作成 愛知県食育推進会議

**教育基本法**（平成 18 年制定） 抜粋

第一章 教育の目的及び理念

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

四 生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

**学校教育法**（令和元年 6 月最終改正） 抜粋

第二章 義務教育

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

第四章 小学校

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第三十一条 小学校においては、〔中略〕教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

**小学校学習指導要領解説 総則編**（平成 29 年告示文部科学省） 抜粋

第 3 章 第 1 節 小学校教育の基本と教育課程の役割

2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開 (3) 健やかな体

〔前略〕特に、学校における食育の推進においては、〔中略〕栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。〔後略〕

**食育基本法**（平成 27 年 9 月最終改正） 抜粋

第六条 （食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行う〔中略〕ことを旨として、行われなければならない。

第十一条 （教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

教育関係者等は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに〔後略〕

2 農林漁業者等は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

### (3) 農林漁業体験学習導入のねらいと食に関する指導の目標

- 学校教育における農林漁業体験学習のねらいは、第一に、「自然の恩恵や『食』に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深める」(食育基本法 前文) ことにあります。そのためには、実際に生産の様子を見学・体験し、生産者との交流を深めながら栽培や収穫の体験を行うなどといった実感を伴う学習が有効です。
- 今回の学習指導要領の改訂を踏まえて、「食に関する指導の手引 第二次改訂版」(平成 31 年 文部科学省) 16 ページに、食育を推進する際の、「食に関する指導の目標」が以下のように明示されました。農林漁業体験学習では、「学びに向かう力・人間性等」の食に関する指導の目標が、特に関係深いものとなります。

#### 【食に関する指導の目標】

学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指します。

(知識・技能)

食事の重要性や栄養バランス、食文化等について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したりできる能力を養う。

(思考力・判断力・表現力等)

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

(学びに向かう力・人間性等)

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

- 下記の6つは、改訂前の手引が、「食に関する指導の目標」として示してきたものを、「食育の視点」として、再整理して示したものです。農林漁業体験学習では、この手引に示された6つの「食育の視点」のうち、主に「④感謝の心」を養うねらいがあります。さらに、「生産」から「流通」「消費」までを含めた体験学習を行うことで、「①食事の重要性」や「⑤社会性」「⑥食文化」等へと学びが広がっていく可能性もあると考えられます。(上記の①～⑥の番号は便宜上付しました。)

#### 【食育の視点】

- ① 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。 【食事の重要性】
  - ② 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し自ら管理していく能力を身に付ける。 【心身の健康】
  - ③ 正しい知識・情報に基づいて、食物の品質や安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。 【食品を選択する能力】
  - ④ 食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。 【感謝の心】
  - ⑤ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。 【社会性】
  - ⑥ 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。 【食文化】
- (①～⑥の番号は便宜上付しました)

〔文部科学省『食に関する指導の手引(第二次改訂版)』平成31年3月、p16より〕

## (4) 県内の農林漁業体験学習の実施状況

- 教育委員会が毎年度実施している「食に関する指導の実態調査」によれば、県内の小学校における農林漁業体験学習の実施状況は、次のとおりです。

### 【農林漁業体験学習に取り組んでいる小学校の割合（名古屋市を除く）】

年度	2012	…	2017	2018	2019	2020	2021	目標 2025年度
%	64.3	…	77.5	77.4	77.8	68.5	69.8	80%

※愛知県教育委員会保健体育課「食に関する指導の実態調査」のうち  
「地域の生産者(生産や流通に関わる方)の協力を得ながら、計画的に栽培活動や体験的活動を実施している」の項目に「はい」と回答した小学校の割合

- 本マニュアルの初版が発刊された 2012 年度当時の農林漁業体験学習の実施率は、64.3%でしたが、その後の推移をみると、2019 年度には、77.8%にまで実施率が伸びてきています。このことは、農林漁業体験活動が教育に果たす役割の大きさを示しているものとも言えます。
- 2020 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、4月下旬より、全国的に休校措置がとられました。農林漁業体験学習においては、休校期間の体験が実施できなくなったり、体験の受入れ先に制約が生じたり、会食や調理実習が実施できなくなったりするなど、様々な影響が教育活動にありました。2020 年度の農林漁業体験学習の実施率は、68.5%、2021 年度は 69.8%で推移しています。
- 学校においては、一人に 1 台、タブレットの環境の整備が進んでおり、今後は、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進や農林漁業体験学習の工夫が期待されます。
- なお、詳細に実施状況を見ていくと、実施率の高い地域にあっても、市町村や、各学校間で、実施状況に差があることが分かります。
- これらの状況を踏まえ、地域や生産者等の協力を得ながら、県内の全ての学校の子どもたちが、地域の特色を生かしながら、農林漁業体験学習に取り組めることが望ましいと考えます。

## (5) 農林漁業体験学習の現状と課題

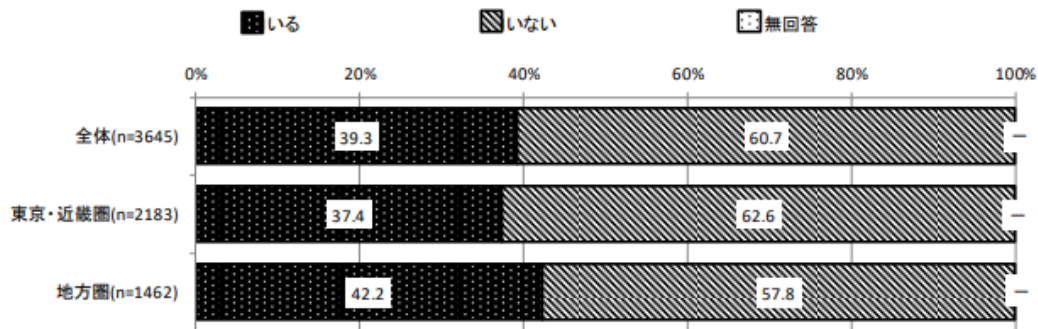
- 令和2年2月、農林水産省は、「令和元年度食育活動の全国展開委託事業 報告書」(食生活及び農林漁業体験に関する調査)の中で、全国の20代~60代の国民の農林漁業体験に関する現状を調査報告しています。農林漁業体験に関する現状について、「参加体験」、「農林漁業体験による関心の変化」は、次のような結果となっています。

### (6.1) 農林漁業体験への参加経験者の有無

家族の中での農林漁業体験への参加について、参加したことのある人が「いる」が39.3%、「いない」は60.7%となっている。

地域別では、「いる」の割合は地方圏(42.2%)が東京・近畿圏(37.4%)を7.1ポイント上回っている。

問15.農林漁業体験への参加経験者の有無(地域別)



調査結果によると、農林漁業体験への参加経験ありの39.3%の内、本人の体験時期で最も多いのは小学生の年代でした(右図参照)。

さらに、参加の農林漁業体験の内容は、「学校の取組」での参加が59.8%となっています。

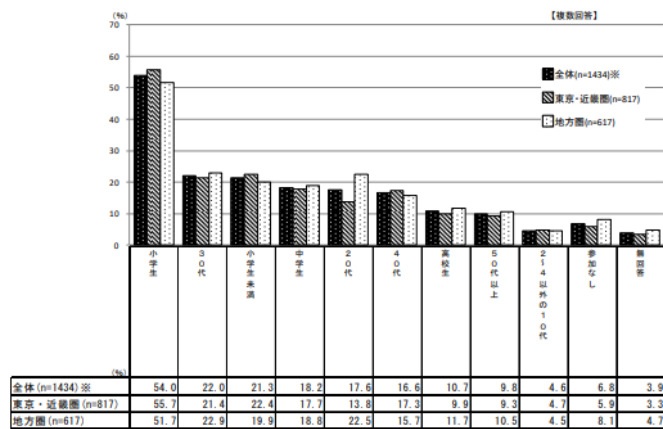
続いて次ページの農林漁業体験による関心の変化(問19)の調査結果では、成人においても、食育における農林漁業体験の効果の大きさが

現れており、実際に農林漁業体験学習の多くを担う小学校教育での役割の大きさが分かります。

### (6.2) 参加した時の年代

家族の中で農林漁業体験に参加したことのある人が「いる」人のうち、本人が参加した年代は「小学生」が54.0%と最も高く、続いて「30代」(22.0%)、「小学生未満」(21.3%)が2割台となっている。本人が《参加した》(参加した時の年代に「参加なし」以外の具体的な回答がある)割合は89.3%、「参加なし」6.8%となっている。

問16.本人が参加した時の年代(地域別)



○ なお、農林水産省は、平成19年度「教育ファーム推進のための方策について（最終報告書概要）」の中で、教育ファーム（農林漁業体験）を推進していく際の課題として、関係機関、関係者の連携や体験内容の質の確保、学校近隣に体験の場がない場合の圃場の確保等をあげ、さらに、今後の教育ファーム（農林漁業体験）の普及にあたっては効果的な事例の公開等が必要事項であるとしています。

また、これまでの県内の学校における農林漁業体験学習の実践報告からも次のような点が、農林漁業体験を進めていく上での留意する課題として挙げられます。

① 時間の確保

農林漁業体験学習では、教科・領域等の学習にないような、事前の調査、準備、計画の立案、運営組織作り等が必要です。また、体験時間等、学習を進める時間の確保を教科・領域等のどこで生み出していくかといった授業時間の確保も必要です。実践校の事例から学ぶとともに、「食に関する指導の手引—第一次改訂版—」等で示されている「食に関する指導の全体計画①②」を活用して、計画的・組織的に進めていく取組が重要です。

② 指導・支援体制の充実

実際の活動と学習を豊かなものにしていくためには、児童の指導・支援における関係機関、関係者、地域生産者との連携を深めていくことが重要です。また、学校内においては、栄養教諭をはじめ、食育を推進していく教職員の校内体制の整備が必要です。

③ 農地・設備の確保

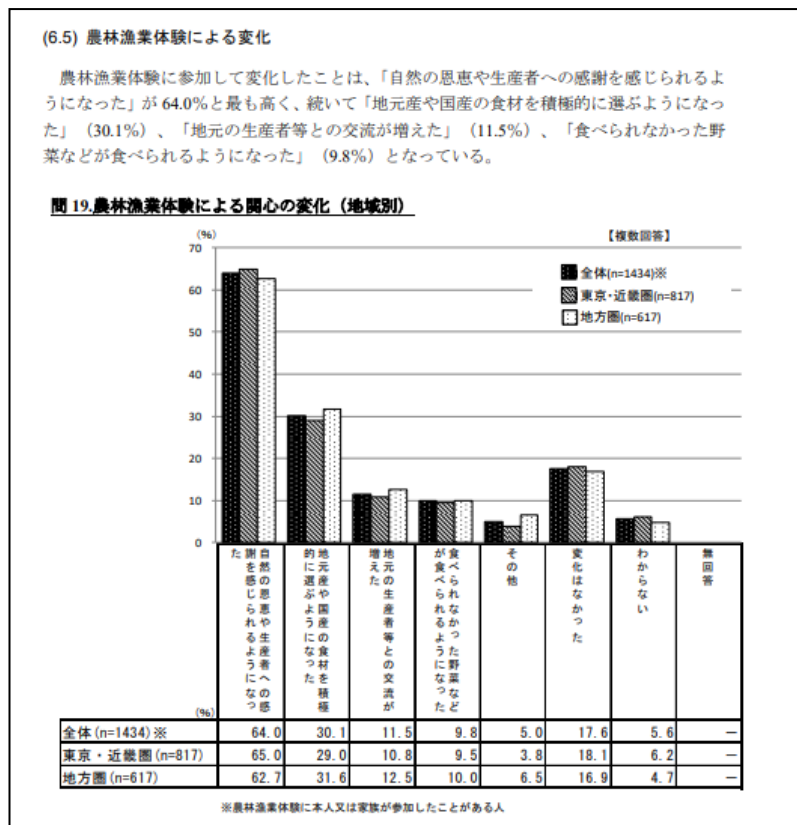
学校内や近隣に体験圃場がない場合には、地域関係団体等との連携により解決していく必要があります。

④ 経費負担の問題

購入や管理等、必要経費の明確化と関係者負担のあり方や拠出方法の検討が必要です。

⑤ 新しい生活様式下での農林漁業体験の実践を求めて

感染症対策を十分講じた上での実践が行われるようになってきました。今後も、安全や健康への十分な配慮、ITの活用等による令和の日本型学校教育の実践が重要です。





## 2 体験学習導入の準備

### (1) 学校の環境に応じた体験の場の確保

- 米や野菜などの農作物を栽培する体験学習を行う場合、栽培する場所が必要です。学校内に十分な場所があれば一番よいのですが、そうでない場合も多いと思われます。その場合は、児童が本来ある農業や自然の姿に触れられるよう、学校の近くに農地を確保できることが望ましいといえます。

ここでは、体験の場を、学校やその周辺の環境に応じて考えてみます。

#### ① 学校内外に専用の農園がある場合

校内や学校周辺に、菜園・学校畑や学校田などが確保されていれば理想的です。

ただし、毎年同じ場所で栽培していると、土壌が痩せたり作物の病気が増えたりするため、土壌改良や輪作（作物の種類や栽培場所を年々次々に変えていくこと）を行うとよいでしょう。具体的には、地域の生産者や農協等に相談してみましよう。

#### ② 学校の周辺に遊休農地がある場合

学校専用の農園がなくても、周辺に遊休農地（作物が栽培されていない農地）がある場合は、市町村の農業担当課や市町村農業委員会に相談してみてください。

多くの市町村は遊休農地対策に取り組んでおり、積極的に相談に乗っていただける場合があります。

#### ③ 学校の周辺に農地が多い場合

学校周辺に遊休農地が見当たらない場合でも、農地が比較的多い地域であれば、農家の好意で農地の一角を利用させてもらえることがあります。特に地域の指導的な農家は、子どもたちに農業を理解してもらいたいと考えていることが多いため、集落の区長や農協の担当者を通じて、農家に声をかけていただく方法があります。

#### ④ 近くに農地がない場合

近くに適当な農地がない場合は、例えば、郊外の農地を活用した農業体験活動や、校内の敷地の一角、例えば花壇などを活用した農園づくりなどが考えられます。プランターや発泡スチロールの再利用、鉢植えでも栽培は可能です。この場合は、できる限り地域の生産者や農業技術者に栽培指導をいただくようにしましょう。

なお、農協が「バケツ稲作」セットを提供している場合もあります。

- 体験を行うに当たって、感染症対策が必要な状況では、感染リスクの高い「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」等は避け、地域の感染レベルに応じた安全な活動ができるように配慮し、体験の内容を検討しましょう。

## (2) 校内の推進体制の整備

- 農林漁業体験学習の実施については、一教科や一学級で独自に進められるものではなく、各教科等の多様な場面で行われるものであり、全校指導体制、少なくとも学年単位の連携と協力の中で展開されるものです。
- これまで農林漁業体験学習に取り組んでいない学校の場合は、最初から全校単位で取り組むよりも、まず、一つの学年で導入してみましょう。  
県内の各校の例でも、「生活」で植物を育てる 2 年生や、「社会」で我が国の農業を学ぶ 5 年生において、体験学習を実施していることが多いようです。
- また、既に農林漁業体験学習を導入している学校では、その教育効果を鑑み、複数の学年で児童の発達段階に応じた体験学習を展開している事例も見られます。この場合は、全校指導体制で取り組む必要があります。
- いずれにしても、まず関連する教職員で体験学習の意義や必要性について話し合いを重ね、共通理解を深めて全員が趣旨に共鳴・協力する土壌を作るようにしましょう。
- 次に、体験活動を円滑に進めるために、校務分掌に体験活動を担当する組織を置くなど、各学校の実態に応じて校内の指導体制を作りましょう。  
この場合、学校食育推進支援体制として「校内食育推進委員会」などの推進組織を設置している学校においては、この組織を活用することが効率的です。

【分掌組織として必要と考えられる仕事の例】	
仕事例	内容例
企画運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験学習の計画・実施等に係る仕事の統括</li> <li>・ 食に関する指導の年間計画等教育指導計画の作成、農園配置計画等の立案</li> <li>・ 予算案、購入計画の作成</li> </ul>
連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地、農地管理の支援者、栽培技術支援者等の確保のための渉外・連絡調整</li> <li>・ 行政機関、関係団体等の支援内容についての連絡調整</li> </ul>
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動や活動中の留意事項や農機具の管理等、児童の安全を確保するための管理</li> </ul>
活動立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動主体（学年や学級等の活動の単位）毎のひとまとまりの活動とそれに必要な指導の計画立案</li> </ul>
教育指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動についての児童の事前学習の指導</li> <li>・ 実際の活動中の児童の指導</li> <li>・ 活動後のまとめと振り返りの指導</li> </ul>

### (3) 地域の支援体制の活用

---

○ 体験学習活動の効果的な運営のため、学習に必要な農地・農機具・教材、栽培法などの技術指導、諸経費などの課題について、地域の協力者、団体、関係機関を活用し、支援を得る体制を整備しましょう。

○ 農林漁業体験学習への支援が可能な主な制度、組織、団体等は次のとおりです。なお、連絡先など詳しくは、別に愛知県教育委員会が各学校に配付している「学校での農林漁業体験学習に係る地域協力者一覧」をご覧ください。

#### ① 輝きネット・あいちの技人

農山漁村における望ましい働き方やゆとりある生活についての研究や情報交換を行っている農村女性グループ「農村輝きネット・あいち」のグループ員のうち、優れた農業及び暮らしの技術を持ち、都市との交流・体験や若い世代への伝承ができる者として、「農村輝きネット・あいち」の会長から認定された農村女性です。

#### ② 愛知県農村生活アドバイザー

農村女性が自らの持てる能力や役割を発揮して、より積極的に社会参画をしていくため、農業経営で重要な役割を担い、魅力ある農家生活の模範的な実践を行っているなどの基準を満たす女性を、県が「愛知県農村生活アドバイザー」として認定しています。

#### ③ 愛知県食育推進ボランティア

県内各地域で自主的に様々な食育活動に取り組んでいる方々を、県が「愛知県食育推進ボランティア」として登録しています。農林漁業生産や食文化に詳しい方も登録されています。

(ボランティアの名簿等の詳細を「食育ネットあいち」に掲載しています。

<https://www.pref.aichi.jp/shokuiku/shokuikunet/>)

#### ④ 酪農教育ファーム

酪農体験を通して、食といのちの学びを支援することを目的に、一般社団法人中央酪農会議から認証を受けた酪農家が、主に教育現場等と連携して体験活動を行っています。

#### ⑤ 農業協同組合

農業協同組合（農協、JA）は、農業者が組織する団体で、農業資材や生活物資の共同購入、農産物の共同販売、農家への営農指導などのほか、貯金の受け入れや資金の貸付、共済事業、福祉事業などを行っている場合もあります。地域の農業や農家に詳しく、農業者による様々な部会を運営し、職員による出前授業や農業施設の見学の受け入れなどを行っている場合もあります。

#### ⑥ 漁業協同組合

漁業協同組合（漁協、JF）は、漁業者が組織する団体で、漁船で使う燃料などの共同購入や獲った魚の共同販売などを行うほか、資源が減らないように稚魚を放流したりもしています。地域の海や漁業に詳しく、施設の見学の受け入れなどを行っている場合もあります。

#### ⑦ 魚食の伝道師

魚食の大切さや漁業のすばらしさ、役割などを若い世代に知ってもらう機会をつくるために、実際に漁業を行っている漁業者を、「魚食の伝道師」として小学校へ派遣し、出前授業を実施しています。

### 3 体験学習の実際

#### (1) 学習指導要領との関連付け

- 農林漁業体験を「学習」として子どもたちの教育に生かし、継続的な取組にしていくためには、これを各学校の教育活動に位置付ける必要があります。
- 学習指導要領では、国語や算数、理科などの授業時数が増えた一方で、これまで体験学習を行う場合に活用されてきた「総合的な学習の時間」の時数が減るため、様々な教育活動の中から取り組む時間を確保するよう検討していく必要があります。
- 学校においては、自校で取り組む体験活動のねらいを設定し、自校や地域の実態に応じて、児童が体験する内容や時期、時間数などを明確にして、教育活動に位置付けましょう。
- その際、学校や地域の実態に応じて、他の教育活動との関連等に配慮しながら、取組内容を決めることが大切です。特に、教科等に位置付ける場合は、教科等の目標を達成することを目指す中で体験学習を活用するという基本的な姿勢をしっかりと確認しておくことが大切です。
- 小学校の各教科等においては、以下の学年で農林漁業体験学習との関連付けが考えられます。また、次ページ以降に、関連付けが考えられる学習指導要領の記述を具体的に抜粋しました。

区 分		1年	2年	3年	4年	5年	6年
各教科	社会			○	○	○	—
	理科			○	○	○	○
	生活	○	○				
	家庭					○	○
特別の教科 道徳		○	○	○	○	○	○
総合的な学習の時間				○	○	○	○
特別活動		○	○	○	○	○	○

## 【社会】

〔第 3 学年〕

### 2 内 容（農林漁業体験学習を関連付けられる内容）

(2) 地域に見られる生産や販売の仕事について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 生産の仕事は、地域の人々の生活と密接な関わりをもって行われていることを理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 仕事の種類や産地の分布、仕事の工程などに着目して、生産に携わっている人々の仕事の様子を捉え、地域の人々の生活との関連を考え、表現すること。

### 3 内容の取扱い

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)及びイの(ア)については、事例として農家、工場などの中から選択して取り上げるようにすること

〔第 4 学年〕

### 2 内 容（農林漁業体験学習を関連付けられる内容）

(4) 県内の伝統や文化、先人の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 県内の文化財や年中行事は、地域の人々が受け継いできたことや、それらには地域の発展など人々の様々な願いが込められていることを理解すること。

〔第5学年〕

2 内 容（農林漁業体験学習を関連付けられる内容）

(2) 我が国の農業や水産業における食料生産について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

（ア）我が国の食料生産は、自然条件を生かして営まれていることや、国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることを理解すること。

（イ）食料生産に関わる人々は、生産性や品質を高めるよう努力したり輸送方法や販売方法を工夫したりして、良質な食料を消費地に届けるなど、食料生産を支えていることを理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

（ア）生産物の種類や分布、生産量の変化、輸入など外国との関わりなどに着目して、食料生産の概要を捉え、食料生産が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。

（イ）生産の工程、人々の協力関係、技術の向上、輸送、価格や費用などに着目して、食料生産に関わる人々の工夫や努力を捉え、その働きを考え、表現すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの（イ）及びイの（イ）については、食料生産の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし、稲作のほか、野菜、果物、畜産物、水産物などの中から一つを取り上げること。

イ イの（ア）及び（イ）については、消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの農業などの発展について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。

## 【理科】

〔第3学年〕

### 2 内 容（農林漁業体験学習を関連付けられる内容）

#### B 生命・地球

##### (1) 身の回りの生物

身の回りの生物について、探したり育てたりする中で、それらの様子や周辺の環境、成長の過程や体のつくりに着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 生物は、色、形、大きさなど、姿に違いがあること。また、周辺の環境と関わって生きていること。

(ウ) 植物の育ち方には一定の順序があること。また、その体は根、茎及び葉からできていること。

イ 身の回りの生物の様子について追究する中で、差異点や共通点を基に、身の回りの生物と環境との関わり、昆虫や植物の成長のきまりや体のつくりについての問題を見だし、表現すること。

### 3 内容の取扱い

(3) 内容の「B生命・地球」の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(イ)及び(ウ)については、飼育、栽培を通して行うこと。

イ アの(ウ)の「植物の育ち方」については、夏生一年生の双子葉植物を扱うこと。



〔第4学年〕

2 内 容（農林漁業体験学習を関連付けられる内容）

B 生命・地球

(2) 季節と生物

身近な動物や植物について、探したり育てたりする中で、動物の活動や植物の成長と季節の変化に着目して、それらを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 動物の活動は、暖かい季節、寒い季節などによって違いがあること。

(イ) 植物の成長は、暖かい季節、寒い季節などによって違いがあること。

イ 身近な動物や植物について追究する中で、既習の内容や生活経験を基に、季節ごとの動物の活動や植物の成長の変化について、根拠のある予想や仮説を発想し、表現すること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の「B生命・地球」の(2)については、1年を通して動物の活動や植物の成長をそれぞれ2種類以上観察するものとする。

〔第5学年〕

2 内 容（農林漁業体験学習を関連付けられる内容）

B 生命・地球

(1) 植物の発芽、成長、結実

植物の育ち方について、発芽、成長及び結実の様子に着目して、それらに関わる条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 植物は、種子の中の養分を基にして発芽すること。

(イ) 植物の発芽には、水、空気及び温度が関係していること。

(ウ) 植物の成長には、日光や肥料などが関係していること。

(エ) 花にはおしべやめしべなどがあり、花粉がめしべの先に付くとめしべのもとが実になり、実の中に種子ができること。

イ 植物の育ち方について追究する中で、植物の発芽、成長及び結実とそれらに関わる条件についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。

### 3 内容の取扱い

- (3) 内容の「B生命・地球」の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。
- ア アの(ア)の「種子の中の養分」については、でんぷんを扱うこと。
  - イ アの(エ)については、おしべ、めしべ、がく及び花びらを扱うこと。また、受粉については、風や昆虫などが関係していることにも触れること。

〔第6学年〕

## 2 内容（農林漁業体験学習を関連付けられる内容）

### B 生命・地球

#### (2) 植物の養分と水の通り道

植物について、その体のつくり、体内の水などの行方及び葉で養分をつくる働きに着目して、生命を維持する働きを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 植物の葉に日光が当たるとでんぷんができること。

(イ) 根、茎及び葉には、水の通り道があり、根から吸い上げられた水は主に葉から蒸散により排出されること。

イ 植物の体のつくりと働きについて追究する中で、体のつくり、体内の水などの行方及び葉で養分をつくる働きについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

#### (3) 生物と環境

生物と環境について、動物や植物の生活を観察したり資料を活用したりする中で、生物と環境との関わりに着目して、それらを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 生物は、水及び空気を通して周囲の環境と関わって生きていること。

(イ) 生物の間には、食う食われるという関係があること。

イ 生物と環境について追究する中で、生物と環境との関わりについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

### 3 内容の取扱い

- (4) 内容の「B生命・地球」の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。
- ア アの(ア)については、水が循環していることにも触れること。
  - イ アの(イ)については、水中の小さな生物を観察し、それらが魚などの食べ物になっていることに触れること。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2(3) 生物、天気、川、土地などの指導に当たっては、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。

#### 【生活】

〔第1学年及び第2学年〕

#### 2 内容（農林漁業体験学習を関連付けられる内容）

〔身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関する内容〕

(7) 動物を飼ったり植物を育てたりする活動を通して、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもって働きかけることができ、それらは生命をもっていることや成長していることに気付くとともに、生き物への親しみをもち、大切にしようとする。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 第2の内容の(7)については、2学年間にわたって取り扱うものとし、動物や植物への関わり方が深まるよう継続的な飼育、栽培を行うようにすること。

#### 【家庭】

〔第5学年及び第6学年〕

#### 1 内容（農林漁業体験学習を関連付けられる内容）

B 衣食住の生活

(1) 食事の役割

ア 食事の役割が分かり、日常の食事の大切さと食事の仕方について理解すること。

イ 楽しく食べるために日常の食事の仕方を考え、工夫すること。

(2) 調理の基礎

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(オ) 伝統的な日常食である米飯及びみそ汁の調理の仕方を理解し、適切にできること。

## 2 内容の取扱い

(2) 内容の「B衣食住の生活」については、次のとおり取り扱うこと。

工 食に関する指導については、家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮すること。また、第4学年までの食に関する学習との関連を図ること。

## 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1(4) 第2の内容の「B衣食住の生活」の(2)及び(5)については、学習の効果を高めるため、2学年間にわたって取り扱い、平易なものから段階的に学習できるように計画すること。

## 【特別の教科 道徳】

### 第2 内 容（農林漁業体験学習を関連付けられる内容）

C 主として集団や社会との関わりに関すること。

[勤労，公共の精神]

[第1学年及び第2学年]

働くことのよさを知り，みんなのために働くこと。

[第3学年及び第4学年]

働くことの大切さを知り，進んでみんなのために働くこと。

[第5学年及び第6学年]

働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに，その意義を理解し，公共のために役に立つことをすること。

[伝統と文化の尊重，国や郷土を愛する態度]

[第1学年及び第2学年]

我が国や郷土の文化と生活に親しみ，愛着をもつこと。

[第3学年及び第4学年]

我が国や郷土の伝統と文化を大切にし，国や郷土を愛する心をもつこと。

[第5学年及び第6学年]

我が国や郷土の伝統と文化を大切にし，先人の努力を知り，国や郷土を愛する心をもつこと。

D 主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関すること。

〔生命の尊さ〕

〔第1学年及び第2学年〕

生きることのすばらしさを知り，生命を大切にすること。

〔第3学年及び第4学年〕

生命の尊さを知り，生命あるものを大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

生命が多く，生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し，生命を尊重すること。

〔自然愛護〕

〔第1学年及び第2学年〕

身近な自然に親しみ，動植物に優しい心で接すること。

〔第3学年及び第4学年〕

自然のすばらしさや不思議さを感じ取り，自然や動植物を大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

自然の偉大さを知り，自然環境を大切にすること。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の指導に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し，指導のねらいに即して，問題解決的な学習，道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど，指導方法を工夫すること。その際，それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また，特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

3 教材については，次の事項に留意するものとする。

(1) 児童の発達の段階や特性，地域の実情等を考慮し，多様な教材の活用に努めること。特に，生命の尊厳，自然，伝統と文化，先人の伝記，スポーツ，情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし，児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり，感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

## 【総合的な学習の時間】

### 第2 各学校において定める目標及び内容

(農林漁業体験学習を関連付けられる内容)

- (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
- (4) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
- (5) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、探究的な学習の過程に適切に位置付けること。

## 【特別活動】

〔学級活動〕

### 2 内容（農林漁業体験学習を関連付けられる内容）

- (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
- エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成  
給食の時間を中心としながら、健康によい食事のとり方など、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること。
- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
- イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解  
清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。

### 3 内容の取扱い

- (2) 2の(3)の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。

〔児童会活動〕

2 内 容（農林漁業体験学習を関連付けられる内容）

1の資質・能力を育成するため、学校の全児童をもって組織する児童会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

〔クラブ活動〕

2 内 容（農林漁業体験学習を関連付けられる内容）

1の資質・能力を育成するため、主として第4学年以上の同好の児童をもって組織するクラブにおいて、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

〔学校行事〕

2 内 容（農林漁業体験学習を関連付けられる内容）

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、全校又は学年を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

3 内容の取扱い

(1) 児童や学校、地域の実態に応じて、2に示す行事の種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、各行事の趣旨を生かした上で、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの事後の活動を充実すること。

## (2) 指導計画の作成

各学校においては、各教科等の目標の実現に向けて、内容を適切に実施していくために、食に関する指導の全体計画、年間指導計画、単元計画等の指導計画を作成していくことが必要です。農業体験活動の教育的意義や教育課程における位置付けなどを踏まえ、教職員の創意工夫を生かして作成しましょう。

### ア 活動のねらい

- 7ページの「農林漁業体験学習導入のねらいと食に関する指導の目標」を参考に、学校や地域の状況、児童の実態に応じて、教育活動との位置付けを十分に図り、自校が取り組む農林漁業体験学習のねらいを設定しましょう。

### イ 活動の内容

- 代表的な活動例には、次のようなものが考えられます。

#### 【農林漁業における作業の例】

〔米作〕	・ 粃まき・育苗・代かき・田植え・水管理・除草・稲刈り・脱穀・精米
〔野菜〕	・ 種まき・苗植え・除草・間引き・収穫
〔果樹〕	・ 受粉・花摘み・葉摘み・摘果・収穫・剪定
〔酪農〕	・ ほ乳・エサやり・乳しぼり・牛舎清掃・ふん処理
〔養鶏〕	・ 孵化・エサやり・採卵・鶏舎清掃・ふん処理
〔漁業〕	・ 収穫・養殖

- 実際にはこのほかにも多くの作業が必要ですが、児童の活動時間も限られていますので、地域の協力者とよく相談して、無理のない範囲で活動内容を決めることが必要です。
- また、収穫したお米でもちを作ったり、野菜を漬物にしたり、牛乳からバターを作るといった加工作業や、生産物を調理して皆で食べる体験についても、食と農を結びつける体験として、活動に組み込むとよいでしょう。



## ウ 時間数、時期

- 活動時間の設定には、体験活動の成果を上げるために必要な時間を確保するという観点からの検討とともに、教科等の年間総授業時数や設定が可能な児童の活動時間との関係で、他の教育活動とのバランスを保つという観点からの検討が必要です。
- こうしたことから、児童に体験させる活動内容の精選、事前・事後の学習の充実による体験活動の質の向上、実践校における事例検討、支援者との連携の強化等、各学校における創意工夫が必要になってくるところです。
- なお、作物の生育上、必要な作業を適切な時期に計画する必要があることは言うまでもありません。

## エ 計画を立てる上での留意点

- 事前学習、体験活動、事後学習の関連を確認しましょう。特に事前学習における児童の体験活動に対する動機付けを大切にしましょう。
- 雨天等により活動ができない場合の代替措置を考えておく必要があります。計画の段階で、交換可能な時間帯を検討しておき、代替措置を取る場合の手続や約束事について決めておきましょう。また、児童の活動を支援していただく方々にも、予め確認をとっておく必要があります。
- 自然が相手の取組です。作物の生育に失敗することもあるので、そうした場合の対処も視野に入れましょう。なお、野菜を栽培する場合は、連作障害にも配慮して計画を立てましょう。

## オ 収穫した作物の取扱い

- 収穫は農作業に携わった人にとって大きな喜びです。収穫物の扱いの例としては、おおむね次のような方法が考えられますので、収穫物を大切にし、有効活用できるよう、学校や地域の状況に応じて検討し、計画段階から決めておきましょう。
- ① 体験活動を支援してくださった方等に提供する  
収穫の喜びを児童のみならず、体験活動を支援してくださった方や普段お世話になっている方等に感謝の気持ちを込めてさしあげます。児童には、作物に対する感謝と

ともに活動を支えてくださった方々への感謝の気持ちも育てたいものです。その気持ちを表す機会とすることも期待できます。

この他、地域の方々や高齢者福祉施設等に贈ることも考えられます。

## ② 加工や調理をして児童が試食する

自分たちが育てた作物を食べるという体験には、食物への関心や食物の大切さを知るなどの食育上の効果が期待できます。また、加工や調理することで、新たな体験活動の機会が生まれます。さらに、それが郷土にちなんだものとなれば、地域に伝わる食文化を学ぶ機会となることも期待できます。

こうした取組には、専門の知識や技術をもつ方々の支援が必要になることが多いです。地域の方々に積極的に相談し、十分に検討した上で計画しましょう。その際、食材としての鮮度や衛生面等への指導管理を忘れないようにしましょう。

なお、小学校「家庭」における「1 内容」の「B 衣食住の生活」の「(2) 調理の基礎」の学習をする際の材料として有効に活用することも考えられます。

## ③ 加工や調理をして支援してくださった方等を招待して試食する

児童のみならず、体験活動を支援してくださった方や普段お世話になっている方等を招待していっしょに試食します。収穫の喜びをみんなで味わうことができ、また、感謝の気持ちを表すことのできるよい機会ともなります。

「収穫祭」として、カレーライス作りや餅つき大会などを行う例も見られます。

## ④ 給食の材料として活用する

自分たちが育てた作物が給食の材料として使われることで、食物への関心や食物の大切さを知るなどの食育上の効果が期待できます。収穫の喜びを味わい、栄養教諭や学校栄養職員、調理員への感謝の気持ちをはぐくむ機会ともなります。

ただし、この方法は、給食を実施する体制や給食に関する法令等に照らし合わせ、可能な場合のみに限られます。また、計画段階からの栄養教諭等や給食関係者との十分な打合せが不可欠です。

## ⑤ 家庭に持ち帰り、収穫の喜びを共有する

自分たちが育てた作物を家庭に大切に持ち帰り、家族と一緒に調理して味わうことで、収穫の喜びや支えてくださった方々への感謝の気持ちをあらためて深めるとともに、家庭での食育の機会となることも期待できます。

## ⑥ 収穫した作物について記録しておく

収穫の喜びや達成感を図や絵に表したり、ICT機器等を活用してグラフや写真で記録したりすることなどにより、食に関する理解をさらに深めていくことも考えられます。

### (3) 学習時の注意事項

#### ア 体験に必要な道具

- 植えつけや草取り、収穫などの複数の農業体験活動を行うには、様々な道具が必要となります。農業体験活動を開始する前に、必ず準備しましょう。(畜産体験や漁業体験については、牧場や漁場などで行うことが多いため、ここでは農作業に絞って説明します。)
- 必要な生産資材・農作業用具の調達方法には、予算に応じて購入する、農家や関係機関から借用する、農家などに作業を委託するなどの方法があります。資材や用具は、農協などでほとんど購入することができますので、予算面も合わせて相談してみてください。

生産資材、農作業用具	調達方法
堆肥、肥料、用土、種、苗、ロープ、ひも、針金、ポリマルチ(土を覆うフィルム)、袋、軍手等の消費的資材、被覆ビニール	消耗品については、原則として購入しましょう。
支柱、鉢、プランター等の耐久資材	関係機関や支援農家から借用する方法もありますが、長く使用する場合は購入しましょう。
移植ごて、鎌、鍬、スコップ、鋏、収穫かご等の小農具	購入しましょう。ただし、数が少なければ関係機関や支援農家から借用するという方法もあります。
耕耘機、トラクター、収穫機、トラック等の農機具	関係機関や、支援農家に作業を委託するのが良いでしょう。

#### イ 農園の管理方法・作業分担

- 作付け前の農地を耕したり、作付け後の間引きや草取り、収穫後の農地の整理等様々な農園管理が必要となります。児童の主體的取組を損なうことのないよう留意しながら、管理方法や作業について、関係者(児童、教職員、地域の協力者、保護者)の役割分担を決めましょう。
- なお、児童の中にはアレルギーや化学物質過敏等の疾患を持つ子もいます。作物

管理の過程で化学合成農薬等を使用しなければならない場合は、必ずそうした児童のリスク回避を図りましょう。また、農作業中のけがや事故についても、事前の説明を徹底するなどして回避しましょう。

## ウ 体験における安全対策

- 農林漁業体験活動を行うに当たっては、施設・設備の安全に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意しましょう。その際、必要により経験や知識をもつ農林漁業関係者等の指導を仰ぎましょう。
- また、関係法令（労働安全衛生法、農薬取締法、毒物及び劇物取締法、食品衛生法、環境基本法、水質汚濁防止法、消防法 等）にも目を通しておきましょう。

### 【実施上の主な配慮事項】

<input type="checkbox"/>	事前の下見による圃場やその周辺の安全の確認
<input type="checkbox"/>	使用する農機具や農業機械（耕耘機等）の点検、補修
<input type="checkbox"/>	校外活動を実施する場合の校外活動届等の手続きと適切な人数の引率教諭の配置
<input type="checkbox"/>	学習環境や通学路の変化に対応した交通事故防止などの安全指導
<input type="checkbox"/>	水道やトイレの確保等、衛生管理への配慮
<input type="checkbox"/>	移動中や活動中の事故や不審者等への遭遇など、緊急時に対応するためのマニュアルの作成と、適切に対応できる体制作り・事前の児童への指導
<input type="checkbox"/>	天候を考慮した作業に適した服装等の着用や熱中症及び防寒対策に関する指導
<input type="checkbox"/>	アレルギーの事前調査及び対応、活動内容の検討
<input type="checkbox"/>	農薬など化学物質の取扱い
<input type="checkbox"/>	人体に影響を及ぼすような危険な動植物や感染症を仲介するような動物への対応
<input type="checkbox"/>	農機具等の施錠可能な保管庫等への収納
<input type="checkbox"/>	器械類、各種薬品や薬剤、燃料等の関係法規に基いた適正な使用
<input type="checkbox"/>	児童や外部指導者の活動中の事故に対する保険への配慮
<input type="checkbox"/>	農作業や食品管理などで出た廃棄物の処理など環境汚染の防止

### 【体験活動に参加する児童へ説明する留意事項の例】

- (1) 農業体験活動においては、先生や農業指導者、支援して下さる方々の言うことをよく守り、移動中の交通安全、活動中の安全確保など、常に安全に気をつけて行動すること。  
また、危険な動植物への対処についても十分に注意すること。
- (2) 服装についての約束を守って参加すること。
  - ・長袖・長ズボン、運動靴または長靴の使用など、作業に適した服装とすること。
  - ・暑い時期には、帽子の着用やタオルを首に巻くなど、熱中症対策をすること。
  - ・寒い時期には、体がこわばり、動作がぎこちなくなることで事故につながる場合もあるため、防寒着や防寒手袋の着用など、防寒対策をすること。
- (3) 農具類を扱うときは、正しい方法で使用すること。また、安全に作業するために、十分なスペース（間隔）を取ること。
- (4) 農具類を運ぶときは、刃先を人に向けないようにすること。
- (5) 怪我をした時、具合が悪いときには、すぐに先生に伝えること。
- (6) 薬剤散布をする場合は、天候や風向きを考慮し、さらに、マスクやカッパ等を身に着けること。また、作業後は、手、顔などを石鹸でよく洗い、うがいをする事。
- (7) 農具は、圃場の状態に注意して作業すること。
- (8) 実習の終了時には、作業機や農具をよく洗い、点検後に注油やグリスアップなど決められた処理や後片付けをすること。
- (9) 事故や不審者への緊急対応が必要な場合は、先生や指導者の指示をよく聞いて、安全を最優先して適切な行動をとれるようにすること。
- (10) アレルギー疾患等については、事前に「アレルギー疾患管理指導願」を保護者が記載し学校へ届け出るなど、学校の指示に従うようにすること。

## (4) 全体計画・学習指導案の作成

### ア 全体計画の作成の必要性

文部科学省『食に関する指導の手引（第二次改訂版）』（平成 31 年 3 月）には、「学校全体で食育を組織的、計画的に推進するためには、各学校において食に関する指導に係る全体計画（以下「全体計画」という）を作成することが必要」と記載されています。農林水産省『第 4 次食育推進基本計画』（令和 3 年 3 月）においても、「食に関する指導の時間が十分確保されるよう、栄養教諭を中心とした教職員の連携・協働による学校の食に関する指導に係る全体計画の作成を推進する」と、全体計画作成の必要性を述べています。

小学校学習指導要領（平成 29 年告示）第 1 章総則第 5 の 1 のイには、「教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。」と食に関する指導に係る全体計画の効果的な実施についても示されています。

### イ 全体計画作成の手順及び内容

全体計画は大きく分けて二つ作成します。全体計画①では、児童の実態、保護者・地域の実態を踏まえた上で、「学校教育目標」、「各学校の食に関する指導の目標（食育の六つの視点を位置づけて設定する）」、「各学年の食に関する指導の目標」、「小学校と、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の食育や、中学校の食育との連携」、「食育を推進する組織」、「食に関する指導」、「地場産物の活用」、「家庭・地域との連携」、「食育推進の評価」を記載します。全体計画②では、年間を見通し、「関連教科等の指導内容」、「特別活動の指導内容」、「学校給食の関連事項」、「個別的な相談指導」、「家庭・地域との連携」を示した計画を作成します。

### ウ 食に関する指導の全体計画①②及び実践例

全体計画①②及び実践の具体例について、紹介します。

文部科学省『食に関する指導の手引（第二次改訂版）』平成 31 年 3 月

- 第 3 章 食に関する指導に係る全体計画の作成
  - 第 3 節 具体的な全体計画のイメージ 「食に関する指導の全体計画の作成視点」  
p43～45 より抜粋
- 第 4 章 各教科等における食に関する指導の展開
  - 第 2 節 各論（3）食に関連する内容 ア 食に関連する内容
    - ・ 3 生活（小学校） p101～102 より抜粋
    - ・ 7 総合的な学習の時間 p146～148,152～153 より抜粋

### 食に関する指導の全体計画の作成視点

・実態把握・評価指標（各種調査等の項目等）及び目標値、食に関する指導の目標は一連のものとなる

・各種調査結果（既存の調査、前年度評価指標とした項目含む）、観察等に基づき、児童の実態把握  
・学校評価等から、保護者・地域の実態把握及び食に関する指導の取組状況を把握

↓  
観点ごとに課題を整理

↓  
具体的（数値等）に実態を記述

・児童の実態把握・課題から評価指標及び目標値を設定  
・実態把握の結果：評価指標及び目標値に反映  
・食に関する指導の目標：評価指標の目標値を達成するための指導の目標

← 各種調査は、既存の調査を活用してもよい

← 取組状況は、活動指標も含めて把握する

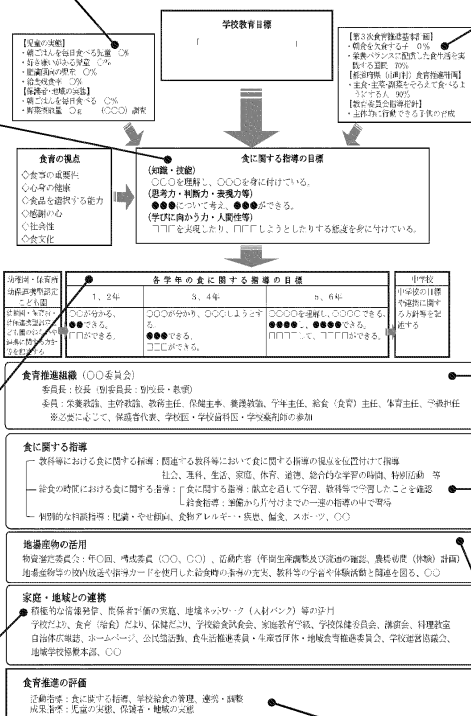
← 量的に把握した実態は、評価指標の現状値となる

← 一つの評価指標が間接的に他の評価指標としてもよい

・学校教育目標を実現する観点から、食に関する指導の目標を設定  
↓  
食に関する指導の目標が学校教育目標を受けている

・育成を目指す児童の姿として、資質・能力の三つの柱（知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等）と六つの食育の視点が入るよう設定  
・年度内に育成を目指すものであるため、重点化を図ることも可能

#### 1 食に関する指導の全体計画①（小学校）例



学習指導要領、食育基本法の趣旨、食育推進基本計画、各自治体の食育推進計画等での指標、教育委員会の方針や目標等を踏まえ  
↓  
児童の実態と照らし合わせ、食に関する指導の目標となる内容を整理  
↓  
具体的項目（数値等含む）を記述

食に関する指導を組織的に行うための組織について、構成メンバー、地域との連携等について記述  
（組織の活動計画については、全体計画②へ記述）

教科等における指導、給食の時間における指導、個別的な相談指導ごとに連携協働して取り組む事例、指導体制等を具体的に記述  
（関連教科等の単元等については、全体計画②へ記述）

地場産物活用の推進組織、活用方針等を記述  
（組織の活動計画については、全体計画②へ記述）

学校教育目標を実現させるため、各学年の目標を設定  
・各学年の実態（資質・能力の三つの柱の育成状況等）を考慮  
・発達段階を考慮  
・系統的、具体的に設定  
幼稚園等、小学校、中学校間で一貫性をもたせる  
・目標等を記述

課題や目標についての共通理解、課題解決するための実践の場として、食に関する取組を充実させる連携の基本方針及び情報の収集・発信の方法や食に関する学校行事、関係機関との連携した取組等を記述  
（食に関する指導内容の時期と合わせたり、連携したりした活動計画については、全体計画②へ記述）  
（詳細は、第2章 学校・家庭・地域が連携した食育の推進 26～33 ページ）

・学校教育目標、食に関する指導の目標と関連した評価指標とする  
・取組状況の評価（活動指標）と取組の成果（成果指標）を、総合的な評価につなげるように設定  
・二つの指標の関連等についても検討  
・評価項目・評価内容・評価基準を併せて設定  
・評価結果は実態とし、次年度の目標設定につなげる  
（詳細は、第7章 学校における食育の推進の評価 252～261 ページ）

文部科学省『食に関する指導の手引  
(第二次改訂版)』p44より抜粋  
・黄線部は、農林漁業体験学習に該当する取組

食に関する指導の全体計画② (小学校) 例		4月	5月	6月	7月	8～9月
教科等		4月	5月	6月	7月	8～9月
学校行事等		入学式	運動会	クリーン作戦	集団宿泊合宿	
推進体制	進行管理		委員会		委員会	
	計画策定	計画策定				
教科・道徳等 総合的な学習の時間	社会	県の様子【4年】、世界の中の日本、日本の地形と気候【5年】	私たちの生活を支える飲料水【4年】、高地に住む人々の暮らし【5年】	地域にみられる販売の仕事【3年】、ごみのしよりと再利用【4年】、寒い土地の暮らし【5年】日本の食糧生産の特色【5年】、狩猟・採集や農耕の生活、古墳、大和政権【6年】	我が国の農家における食料生産【5年】	地域に見られる生産の仕事(農家)【3年】、我が国の水産業における食料生産【5年】
	理科		動物のからだのつくりと運動【4年】、植物の発芽と成長【5年】、動物のからだのはたらき【6年】	どれくらい育ったかな【3年】、暑くなると【4年】、花から実へ【5年】、植物のからだのはたらき【6年】	生き物のくらしと環境【6年】	実がたくさんできたよ【3年】
	生活	がっこうだいすき【1年】	たねをまこう【1年】、やさいをそだてよう【2年】			秋のくらし さつまいもをしゅうかくしよう【2年】
	家庭		おいしい楽しい調理の力【5年】	朝食から健康な1日の生活を【6年】		
	体育			毎日の生活と健康【3年】		
	他教科等	たけのごくん【2国】	茶つみ【3音】	ゆうすげむらの小さな旅館【3国】	おおきなかぶ【1国】 海のいのち【6国】	
	道徳	自校の道徳科の指導計画に照らし、関連する内容項目を明記すること。				
	総合的な学習の時間		地元の伝統野菜をPRしよう【6年】			
特別活動	学級活動 ・食育教材活用	給食がはじまるよ*【1年】	元気のもと朝ごはん*【2年】、生活リズムを調べてみよう*【3年】、食べ物の栄養*【5年】	よくかんで食べよう【4年】、朝食の大切さを知ろう【6年】	夏休みの健康な生活について考えよう【6年】	弁当の日のメニューを考えよう【5・6年】
	児童会活動	残菜調べ、片付け点検確認・呼びかけ 目標に対する取組等(5月:身支度チェック、12月:リクエスト献立募集・集計) 掲示(5月:手洗い、11月:おやつに含まれる砂糖、2月:大豆の変身)				
	学校行事	お花見給食、健康診断		全校集会		遠足
	給食の時間 給食指導 食に関する指導	仲良く食べよう 給食のきまりを覚えよう 楽しい給食時間にしよう 給食を知ろう 食べ物の働きを知ろう 季節の食べ物について知ろう		楽しく食べよう 食事の環境について考えよう		食べ物を大切にしよう 感謝して食べよう 食べ物の名前を知ろう 食べ物の三つの働きを知ろう 食生活について考えよう
学校給食の関連事項	月目標	給食の準備をきちんとしよう	きれいなエプロンを身につけよう	よくかんで食べよう	楽しく食事をしよう	正しく配膳をしよう
	食文化の伝承	お花見献立	端午の節句		七夕献立	お月見献立
	行事食	入学進級祝献立お花見献立		カミカミ献立		祖父母招待献立、すいとん汁
	その他		野菜ソテー	卵料理		
	旬の食材	なばな、春キャベツ、たけのこ、新たまねぎ、きよみ	アスパラガス、グリーンピース、そらまめ、新たまねぎ、いちご	アスパラガス、じゃがいも、にら、いちご、びわ、アンデスメロン、さくらんぼ	おくら、なす、かぼちゃ、ピーマン、レタス、ミニトマト、すいか、ブラム	さんま、さといも、ミニトマト、とうもろこし、かぼちゃ、えだまめ、きのこ、なす、ぶどう、なし
地場産物	じゃがいも	こまつな、チンゲンサイ、じゃがいも	こまつな、チンゲンサイ、なす、ミニトマト		こまつな、チンゲンサイ、たまねぎ、じゃがいも	
個別の相談指導			すこやか教室		すこやか教室(面談)	
家庭・地域との連携		積極的な情報発信(自治体広報誌、ホームページ)、関係者評価の実施、公民館活動、地域ネットワーク(人材バンク)等の活用 学校だより、食育(給食)だより、保健だよりの発行 ・朝食の大切さ・運動と栄養・食中毒予防・夏休みの食生活・食事の量 ・地元の野菜の特色				
			学校公開日	学校給食試食会	公民館親子料理教室	家庭教育学級



文部科学省『食に関する指導の手引  
(第二次改訂版)』p45より抜粋  
・黄線部は、農林漁業体験学習に該当  
する取組

10月	11月	12月	1月	2月	3月
就学時健康診断	避難訓練				卒業式
委員会		委員会 評価実施	評価結果の分析	委員会 計画案作成	
			市の様子の移り変わり【3年】、長く続いた戦争と人々の暮らし【6年】	日本とつながりの深い国々【6年】	
		水溶液の性質とはたらき【6年】	物のあたたまりかた【4年】		
食べて元気！ごはんのみそ汁【5年】	まかせてね今日の食事【6年】				
	育ちゆく体とわたし【4年】		病気の予防【6年】		
サラダで元気【1国】言葉の由来に関心をもとう【6国】	くらしの中の和と洋【4国】、和の文化を受けつぐ【5国】	プロフェッショナルたち【6国】	おばあちゃんに聞いたよ【2国】	みらいへのつばさ（備蓄計画）【6算】	うれしいひなまつり【1音】
食べ物はどこから*【5年】	食事をおいしくするまほうの言葉*【1年】、おやつのおべ方を考えてみよう*【2年】、マナーのもつ意味*【3年】、元気な体に必要な食事*【4年】		食べ物のひみつ【1年】、食べ物の「旬」*【2年】、小児生活習慣病予防健診事後指導【4年】	しっかり食べよう【3年】	
	生産者との交流給食会		学校給食週間の取組		
	交流給食会		給食感謝の会		
			給食の反省をしよう		
			1年間の給食を振り返ろう		
			食べ物に関心をもとう		
			食生活を見直そう		
			食べ物と健康について知ろう		
後片付けをきちんとしよう	食事のあいさつをきちんとしよう	きれいに手を洗おう	給食について考えよう	食事マナーを考えて食事をしよう	1年間の給食をふりかえろう
和食献立	地場産物活用献立	冬至の献立	正月料理	節分献立	和食献立
みそ汁（わが家のみそ汁）	伝統的な保存食（乾物）を使用した料理	クリスマス献立	給食週間行事献立	リクエスト献立	卒業祝献立（選択献立）
さんま、さけ、きのこ、さつまいも、くり、かき、りんご、ぶどう	新米、さんま、さけ、さば、さつまいも、はくさい、ブロッコリー、ほうれんそう、ごぼう、りんご	のり、ごぼう、だいこん、ブロッコリー、ほうれんそう、みかん	かぶ、ねぎ、ブロッコリー、ほうれんそう、キウイフルーツ、ぼんかん	しゅんぎく、ブロッコリー、ほうれんそう、みかん、いよかん、キウイフルーツ	ブロッコリー、ほうれんそう、いよかん、きよみ
こまつな、チンゲンサイ、たまねぎ、じゃがいも、りんご	たまねぎ、じゃがいも、りんご	りんご	たまねぎ、じゃがいも		
		推進委員会		推進委員会（年間生産調整等）	
	すこやか教室 管理指導表提出		個別面談		個人カルテ作成
	・地場産物のよさ・日本型食生活のよさ			・運動と栄養・バランスのとれた食生活・心の栄養	
	学校保健委員会、講演会				

○ 教科「生活」での食に関する内容の事例を紹介します。

<p>① 単元名 やさいはかせになろう [内容(7)]</p> <p>② 単元の日標</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">主体的に野菜を育てる活動を通して、変化や成長の様子に関心をもって働きかけることができ、それらは生命をもっていることや成長していることに気付くとともに、野菜への親しみをもち、世話をする楽しさや喜びを味わわせる。</p> <p>③ 食育の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食べ物には栄養があり、好き嫌いをなく食べることの大切さが分かる。  <span style="float: right;">&lt;心身の健康&gt;</span></li> <li>○ 食べ物を大切に、残さずに感謝をして食べようとする。&lt;感謝の心&gt;</li> </ul> <p>④ 指導計画（全12時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ やさいパワーを見つけよう（2時間）</li> <li>○ そだてるやさいをきめてうえよう（2時間）</li> <li>○ やさいのせわをしよう（6時間）</li> <li>○ やさい作りをふりかえろう（2時間）</li> </ul> <p>⑤ 展開例（1・2/12）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本時の目標</li> </ul> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">野菜に触れたり調理の様子を見学したりすることを通して、手触りや形、におい等に違いがあることから、野菜への関心を高め、意欲的に栽培活動に取り組もうとする。</p>	
<p>主な学習活動</p>	<p>指導上の留意点</p>
<p>○はてなボックスの中の野菜に触れた特徴から野菜の名前を予想して発表し合い、野菜への興味・関心を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピーマン→でこぼこ・ふわふわ</li> <li>・なす→すべすべ・とげとげ</li> <li>・ミニトマト→丸い・つるつる</li> <li>・オクラ→細長い・ちくちく</li> </ul> <p>○野菜を食べた経験や給食での食べ方を振り返り、自分の食生活に野菜がたくさん取り入れられていることに気付く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・好きな野菜や苦手な野菜がある。</li> <li>・知っている野菜がいろいろ献立に使われている。</li> <li>・季節ごとによく食べられる野菜がある。</li> </ul>	<p>○大きさ、形、手触りをカード等にかき、発表・掲示することで、学級全体の様子を把握する。</p> <p>*栄養教諭は、担任や養護教諭と情報共有し、食物アレルギーを有する児童の把握と配慮を行う。</p> <p>○これから育てる野菜が身近な給食にも使われていることを知らせ、給食での食べ方を思い出させる。</p> <p>*栄養教諭は、野菜には大切な働きがあり、学校給食の献立には様々な野菜が使われていることに気付かせる。</p> <p>*栄養教諭は、ピーマンの栄養や旬の食材のよさや働きについて紹介する。</p>

文部科学省『食に関する指導の手引（第二次改訂版）』p101～102 より抜粋  
・赤枠は、農林漁業体験学習に該当する取組

- |  |  |
|--|--|
| <p>○これから育てる野菜の一つピーマンの種取りや、教師が炒める様子を見学し、野菜の特徴に気付く。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中には種がたくさんついている。</li><li>・油で炒めるとにおいが変わった。</li></ul> <p>○野菜料理を食べ、気付いたことを発表することで、野菜を育てる意欲を高める。</p> | <p>○野菜の色や形、におい、味など諸感覚を働かせた観察の視点を明確にする。</p> <p>*栄養教諭は、おいしく野菜料理を食べるための工夫を紹介する。(カラーピーマンといっしょに炒め、見た目にもおいしそうに感じて食べられるなど。)</p> <p>○発表し合う中で、野菜を食べることの大切さにも触れ、これから野菜を育てていこうとする気持ちを高めていく。</p> |
|--|--|

#### エ 他教科等との関連

- 道徳第1・2学年D自然愛護(18)と関連させ、植物の世話を通し生命の営みを実感させたり、自分の成長を振り返るに当たっては、道徳第1・2学年A節度・節制(4)と関連させたりして指導の充実を図ることも大切です。

○ 「総合的な学習の時間」での食に関連する内容の事例を紹介します。

課題（例示）	探究課題	主な学習活動（該当学年・総時数を含む）	探究課題を解決するための問い	指導の留意点等
① 現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題（食、健康）	身近な食の変化と健康な暮らし（食、健康）	(略)	(略)	(略)
	菜子のある生活のよさと健康との関係（健康）	(略)	(略)	(略)
② 地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題（伝統文化、地域経済）	地域の伝統野菜を守る農家の思いと伝統野菜をPRする活動（伝統文化、地域経済）	「地元の伝統野菜をPRしよう」 小学校第6学年 50時間 給食に使われている伝統野菜は、どこで、誰が、どんなふうにつくっているのか、実際に生産地を調査したり、栽培活動をしたりします。つくり方や苦労すること、楽しいと感じることなどをインタビューし、それらをポスターにまとめ発表会で交流し合うことを通して、生産者の思いに触れ、伝統野菜、そして地元のよさに気付き、そのよさを守り続けるためのPR活動に取り組みます。【事例2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食で使われている食材の生産地はどこか。</li> <li>・伝統野菜をつくり続ける理由は何か。</li> <li>・どのように、伝統野菜を守り続けたりPRしたりするか。</li> </ul>	学校が所在する地域に伝統野菜がない場合でも、地域の特産物を取り上げ、同様の学習を計画することが可能です。

<p>③児童の興味・関心に基づく課題（農作物の栽培）</p>	<p>米・そば・小麦作りと地域の食文化を守る人々の思い（農作物の栽培）</p>	<p>「お米をつくろう」          小学校第5学年 70時間          米の産地と種類、歴史、輸出入の状況などを調べたり、米ができるまでの世話などについて農家に教わったりします。また、実際に稲を栽培し、化学肥料や農薬の是非について考えたり、収穫してご飯を炊いて味わったりする活動を通して、お世話になった人々と味わいながら、地域の食文化を育んできた人々の知恵や工夫に気づき、活動をします。そこから、自分の住んでいる地域への愛着と地域の一員としての自覚を深めたり、我が国の主食である米を大事にし、進んでご飯を食べようとする態度を育てたりします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分たちで米を栽培するためにどのような手順で行えばよいか。</li> <li>・化学肥料や農薬の是非についてどのように調べるか。</li> <li>・米を含む地域の食文化を守るために何が必要か。</li> </ul>	<p>地域の実態に応じて米の代わりに「そば」や「小麦」の栽培を通して、そばやうどんを作って地域の方と収穫祭を行うなどの学習も考えられます。</p>
--------------------------------	---	--	--	---

事例2

(1) 単元名 地元の伝統野菜をPRしよう（小学校第6学年）

(2) 探究課題

- ・地域の伝統野菜を守り続ける農家の思いと、伝統野菜のよさを伝えるための具体的な活動（伝統文化、地域経済）

(3) 単元の目標

地域に残る伝統野菜の調査活動や栽培活動を通して、生産者の思いにふれ、伝統野菜と地域のよさに気づき、そのよさを発信するためのPR活動に取り組むことで地域への愛着を深め、関わり方について自分なりの考えをもつことができるようにする。

(4) 食育の視点

- 自分たちの住む県の産物、食文化や歴史等を理解し尊重する。 <食文化>
- 食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々に感謝する。 <感謝の心>

(5) 指導計画（50時間）

- ①地域の伝統野菜について知る。（5時間）
- ②伝統野菜を詳しく調査したり、実際に栽培したりする。（20時間）
- ③調査したり、栽培したりして分かったことや、感じたことなどを整理して発表する。（10時間）
- ④伝統野菜のパンフレット等を作成してPR活動を行う。（15時間）

(6) 展開（1～5 / 50時間）

○目標

伝統野菜と一般的に食べられている野菜の比較を通して、伝統野菜のよさに気づき、その伝統野菜を栽培する生産者の工夫や努力、抱える課題について知ることができる。

主な学習活動	指導上の留意点
<p>○伝統野菜について知る。</p> <p>○伝統野菜と一般的に食べられている野菜について調べたり、実際に食べたりして比較する。 &lt;比較する観点&gt; ・味</p>	<p>○伝統野菜を使った給食の直後の授業で栄養教諭から、伝統野菜を食材として使用したねらいを聞く。</p> <p>○栄養教諭の協力を得ながら、野菜の素材のおいしさが分かる食べ方で調理して実際に食べ、比較する観点に沿って各自の感想を整理する。</p>

(7) 他教科等との関連

## 4 参考

- ア 『埼玉県みどりの学校ファーム推進マニュアル』  
埼玉県・埼玉県教育委員会 平成 21 年 2 月  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/g2204/gakko-farm.html>
- イ 『みどりの学校ファーム』 埼玉県  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0902/midorigakko/index.html>
- ウ 『基礎から始める 教育ファーム運営の手引き』  
農林水産省 平成 26 年 3 月  
<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/taikenn/tebiki.html>
- エ 『農林漁業体験の推進』 農林水産省  
[https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/s\\_edufarm/index3.html](https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/s_edufarm/index3.html)
- オ 『酪農教育ファーム』 (一社)中央酪農会議  
<https://www.dairy.co.jp/edf/index.html>
- カ 『つながる食育の推進に向けて』 文部科学省  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/1404459.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1404459.htm)
- キ 『小学校学習指導要領 (平成 29 年告示)』  
文部科学省 平成 29 年 3 月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/)
- ク 『食に関する指導の手引 ー第二次改訂版ー 』  
文部科学省 平成 31 年 3 月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/1292952.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm)
- ケ 『あいちの教育ビジョン 2025 ー第 4 次愛知県教育振興基本計画ー 』  
愛知県・愛知県教育委員会 2021 年 2 月  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kyoiku-kikaku/20210212.html>
- コ 『第 4 次食育推進基本計画』  
農林水産省 令和 3 年 3 月  
[https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/210331\\_35.html](https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/210331_35.html)